

医療法人社団 朋優会 デイサービス サンフォレスト

指定地域密着型通所介護（指定第 1 号通所事業）運営規程

（事業の目的）

第 1 条 医療法人社団朋優会が開設するデイサービス サンフォレスト（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定第 1 号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護従事者」という。）が、要介護状態（要支援状態）の利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護・指定第 1 号通所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 指定第 1 号通所事業においては、要支援状態の利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能に維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。要支援状態の利用者においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 事業雄実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保険医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
 - 7 指定地域密着型通所介護等事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等への情報の提供を行う。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ：デイサービス サンフォレスト
- （2）所在地 ：三木市別所町小林 681-6

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従業者・利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理、心身状態の把握及び看護を行う。

(4) 介護職員 2名以上

介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30までとする。

(3) サービス提供時間：午前9時15分から午後4時30分までとする

(指定地域密着型通所介護・指定第1号通所事業の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護・指定第1号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 18名

(指定地域密着型通所介護・指定第1号通所事業の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護・指定第1号通所事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴

(3) レクリエーション

(4) 日常生活動作の機能訓練

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎

(7) 日常生活における相談及び援助

(8) グループ活動等

(9) 延長サービス

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護・指定第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

- 2 指定予防通所事業を提供した場合の利用料の額は、日常生活支援総合事業の定める額とし、そのサーボ椅子が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 食費：昼食600円、おやつ代100円
 - (2) おむつ代等：紙おむつ1枚 実費、パッド1枚 実費
 - (3) 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けるものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護（指定予防通所介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護（指定予防通所介護）の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三木市とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（ビデオ通話等を活用して行うことが出来るものとする）を概ね6月に1階以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は、指定地域密着型通所介護・指定第 1 号通所事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 指定地域密着型通所介護・指定第 1 号通所事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録するものとする。
- 4 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業所は、指定地域密着型通所介護・指定第 1 号通所事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護・指定第 1 号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第 15 条 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護・指定第 1 号通所事業に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は提出した指定第1号通所事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の年を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第 19 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（地域との連携など）

第 20 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し同状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成する。

（その他運営についての重要事項）

第 21 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する

- （1）採用時研修 採用後 6 か月以内
- （2）継続研修 年 6 回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族に秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員と雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護・指定第 1 号通所事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定地域密着型通所介護・指定第 1 号通所事業に関する諸記録を整備し、そのサービス提供を終了した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団朋優会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 3 月 20 日に改訂する。